令和８年（フ）第３２６号
静岡県藤枝市駿河台３丁目３番４号　ヒルサイド駿河台201号
債務者　望月明日華
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３８６号
静岡市葵区駒形通４丁目11番16号　駒形第一ビル303
債務者　綾部　貞代
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４２８号
静岡市清水区下野中６番３号　パンジー杉山201
債務者　朝比奈由佳
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１４号
三重県四日市市滝川町12番２号　フォレスト・フォールズ203、前住所三重県四日市市本郷町18番５号　レオパレスラフィネ本郷102
債務者　田上　和志
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
三重県四日市市城西町11番14号　レオパレスビーハイブときわ104
債務者　小出　浩司
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１７７号
三重県三重郡川越町大字豊田256番地　ソシアＹ102号室、前住所三重県四日市市松寺一丁目５番39号　マリオ豊田Ｂ－105
債務者　四方日出子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第４１号
滋賀県米原市顔戸1358番地、前住所滋賀県米原市枝折362番地２
債務者　細江　悦治
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第４３号
滋賀県長浜市法楽寺町260番地14
債務者　山本　政明
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第４５号
滋賀県米原市下多良99番地５
債務者　清原　義孝
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第２６１号
和歌山市吹屋町３丁目43番地１　フォーチュネイト吹屋301号室
債務者　池田　憲彦
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２７５号
和歌山市紀三井寺353番地29
債務者　中前　香恵
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２８３号
和歌山県有田市初島町浜1769番地１
債務者　杉本　春樹
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２８６号
和歌山市西庄155番地　西脇グリーン団地８棟４Ｆ223号
債務者　深瀬　美智（旧姓岩﨑）
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２８８号
和歌山県有田市港町842番地１
債務者　角田　智子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２８９号
和歌山県岩出市北大池118番地（505号）
債務者　松山　可奈
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２９２号
和歌山市園部366番地１
債務者　福島　貞子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２９５号
和歌山県紀の川市豊田273番地13
債務者　松田　又士
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係